

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（      第      回総会；      ）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（      ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部障がい者支援課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	13 強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について		
提案市	松本市、塩尻市、安曇野市		
提案要旨	「強度行動障がい者（児）を在宅で介護をしている家族を支援するために市町村が実施する事業へ県費の補助を要望する。		
提案理由	本市で検討している下記の支援については、全ての市町村において同様な事業ができるように県の財政的な支援を求める。 ①地域生活支援事業の日中一時支援事業に強度行動障害者の単価を新設 ②住宅整備事業の強度行動障害者への対応 ③強度行動障害者に対応するための施設改修費用等に対する補助		
現況及び課題等	強度行動障害は直接的他害（噛みつき等）、間接的他害（睡眠の障害等）、自傷行為、破壊活動などが、通常考えられない頻度と形式で出現するため、通常の施設や在宅では処遇が極めて困難な知的障害者に多い二次障害。社会資源や人材が整わないため家族を主とした介護で支えているのが現状		
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成十七年十一月七日） （法律第百二十三号）		